

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票日の統一(回答)

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議からの「衆議院議員総選挙の期日前投票日と最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）の期日前投票日の統一について検討する必要がある。」等の意見を得ました。これを踏まえて、平成 27 年 1 月 23 日に総務省自治行政局選挙部にあっせんし、同年 4 月 22 日に回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

衆議院議員総選挙の期日前投票日と国民審査の期日前投票日が異なることで、国民への負担を強いる状況がみられることから、総選挙と国民審査の期日前投票日を統一すべきではないか。

（あっせん要旨）

総務省自治行政局選挙部は、衆議院議員総選挙と国民審査の期日前投票日が異なることによる国民負担の軽減を図るため、「投票環境の向上方策等に関する研究会」の結論を早急に得て、関係法令の改正等について検討する必要がある。



（総務省自治行政局選挙部からの回答要旨）

「投票環境の向上方策等に関する研究会」において検討を進め、平成 27 年 3 月に取りまとめられた同研究会の中間報告において、「国民審査の期日前投票の開始日については、有権者の利便性向上に資するよう、総選挙の期日前投票の開始日と同様に、総選挙の公示日の翌日とすることが適当である。」との方向性が示されたところである。

この中間報告を踏まえて、総務省としては法案取りまとめを含め早期に対応していきたいと考えている。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課

連絡先：行政相談業務室 細川、原田

電話：03-5253-5425（直通）

FAX：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>